規則等の案の概要

１　規則等の案の題名

　　児童福祉法第21条の６に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第33条第２項に規定する費用に係る徴収基準の一部改正について（案）

２　改正しようとする規則等

　　児童福祉法第21条の６に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関す

る静岡市児童福祉法施行細則第33条第２項に規定する費用に係る徴収基準

３　規則等を定める根拠となる法令の条項

　　静岡市児童福祉法施行細則第33条第２項

４　改正の趣旨

静岡市では、やむを得ない事由により障害福祉サービス又は障害児通所支援を提供する措置を行った場合の負担基準額について、上記２における徴収基準においてそれぞれ当該年度の税額等に応じて徴収することを定めています。この度、静岡市第２子以降障害児児童発達支援等利用者負担額無償化補助金制度が創設され、３歳に達する日以後最初の３月31日まで、第２子以降の児童発達支援等の利用者負担額を無償としています。

静岡市では当該補助金制度の内容を盛り込むため、徴収基準の一部改正を行います。

５　規則等の案の内容

児童福祉法第21条の６に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第33条第２項に規定する費用に係る徴収基準

　　（徴収基準の負担基準額の変更）

　　利用者負担額の適用について、３歳に達する日以後最初の３月31日まで、第２子以降の児童発達支援等の負担基準額については徴収しない旨の記載を追加する。

６　規則等を施行する時期（予定）

令和５年７月頃